

# 所得の申告時期になりました

【期間】2月16日(月)～3月16日(月)

申告は正しくお早めに!!

《問合せ》税務課市民税係 ☎21-9045

平成26年分所得の申告時期になりました。平成26年1月1日から12月31日までの1年間の所得を申告してください。

申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。相談会場・時間は次ページの「一覧表」とおりに相談してください。



なお、事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産の譲渡所得、住宅借入金等特別控除を受ける方、青色申告をする方は、税務署で相談してください。

## ◆期限内に必ず申告を!

この申告書は、所得証明書、老齢福祉年金、福祉医療(老人医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居などの手続きに必要な資料となります。申告がないと、こ

れらに関する証明書が発行できませんので、期限内に申告をしてください。

## ◆必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談前に「平成27年度市県民税申告のてびき」をよく読み、帳簿などを整理して、申告書を作成しておいてください。来庁時には、必要な書類・証明書・印鑑を必ず持参してください。帳簿の整理ができていない場合や必要書類がない場合は、相談をお断りすることがあります。

また、3月16日の申告期限間近は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ早めにお越しください。なお、市役所での申告相談は混雑します。所得税・消費税の申告をする方は、税務署やじばさん但馬などでの申告相談を利用してください。



## 市県民税・国民健康保険税の申告

### ◆申告の必要な方

平成27年1月1日現在、豊岡市に住所があり、平成26年中に所得のあった次の方

- ・国民健康保険加入世帯の方
- ・「低所得者軽減」の関係で、所得の有無にかかわらず申告書の提出が必要な場合があります。
- ・給与所得の他に所得のある方
- ・2カ所以上から給与の支払いを受けた方
- ・雑損控除、医療費控除、寄附金控除の適用を受ける方

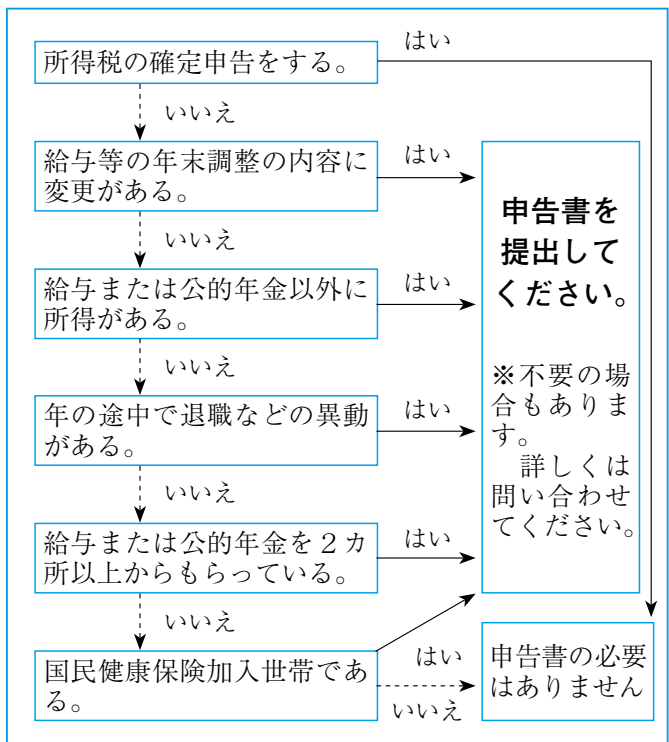


### ◆申告の不要な方

・所得税の確定申告をする方  
・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていて、他に所得がない方  
・収入が公的年金のみの方(年金額により申告が必要な場合があります。)



## 市県民税・国民健康保険税申告書の提出の要否



### ◆75歳以上の後期高齢者医療対象者の方

税法では申告が不要な場合でも、後期高齢者医療の保険料を算定する上で、申告が必要なお知らせがあります。詳しくは市民課国保医療係へお問い合わせください。

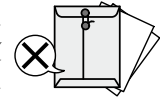
### ◆国民健康保険に加入の皆さんへ

全ての加入世帯に送付してまいりました「国民健康保険税(国保税)納付済額のお知らせ」のはがきは、平成25年から廃止しました。申告の際は、原則として自身で国保税の納付済額を計算していただくこととなります。なお、計算方法などが不明な場合はお問い合わせください。



◆所得申告用固定資産税  
明細書の廃止

所得税、市県民税  
申告用として希望  
者に渡してしまし  
た「所得申告用固定  
資産税明細書」は、固定資産  
課税明細書で代用できるため、  
平成24年から廃止しました。



《夜間・休日相談》

区分	月日	相談会場	受付時間
■夜間相談	2月27日(金)	市役所本庁舎2階大会議室、 城崎支所、竹野支所、日高支 所、出石支所、但東支所	18:00~20:00 (受付人数制有限)
■休日相談	3月8日(日)		8:30~11:30 (受付人数制有限)

申告相談会場一覧表

申告相談会場	2月							3月							受付・相談時間								
	16月	17火	18水	19木	20金	23月	24火	25水	26木	27金	2月	3火	4水	5木		6金	9月	10火	11水	12木	13金	16月	
豊岡税務署別館1階	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(相談)9:00~17:00	
市役所本庁舎2階大会議室																						(受付)8:30~16:00	
城崎支所																						※受付人数制有限	
竹野支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(相談)8:30~12:00	
日高支所																						13:00~受付分	
出石支所																						終了まで	
但東支所																							
じばさん但馬6階		●	●		●	●			●	●	●	●										(相談)9:30~12:00 13:00~16:00	
城崎さとの湯1階				●				●				●											
豊岡市商工会竹野支部1階		●							●				●										
豊岡市商工会日高支部2階			●	●			●	●				●											
豊岡市商工会出石支部1階				●	●				●	●				●									
但馬ちりめん振興館		●				●							●										

※◎印は所得税の確定申告、●印は税理士による所得税の確定申告(土地・建物の譲渡所得に関する指導・相談は行っていません)、○印は市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)の相談を行います。申告期限が近づくと混雑が予想されますので、早めに相談にお越しください。

※市役所本庁舎および各支所での申告相談の午前の受付は11時30分までです。人数制限をしていますので、早めに受付を終了する場合があります(夜間相談・休日相談も人数制限をします)。

※豊岡税務署は、駐車場に限りがあります。お越しの際は、できるだけ公共交通機関を利用してください。なお、申告相談は午後5時まで行っていますが、申告会場の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。

《土地改良費控除額(10アール当たり)》

地域	名称	控除額	
豊岡	福江土地改良区 経常・事業分	10,902円	
	森津土地改良区	一般分	21,411円
		特別分	19,149円
出石	中川土地改良区 田	10,022円	
	出石北土地改良区 田	10,674円	

◆農業所得申告は正確に!!  
農業所得は収支計算で申告してください。  
農業以外に給与所得などの所得がある方は、所得を合算して市県民税の申告をしてください。  
また、収支計算する際の土地改良費は、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合、賦課金に含まれている永久資産相当分が必要経費として認められません。賦課金が1万円以上の土地改良区等の控除額は左表のとおりです。土地

平成26年分農業所得の申告について

改良費の必要経費として計上してください。

この表にない土地改良区等の賦課金は、10アール当たり1万円未満です。支払った賦課金額を必要経費として計上してください(城崎、竹野、日高、但東地域には1万円以上の土地改良区はありません)。  
また、支払額の分かる領収書等は必ず7年間保管してください。

◆記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大(平成26年1月から)  
個人の白色申告者のうち、農業も含む事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も対象)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)を閲覧いただくか、豊岡税務署に問い合わせてください。

《問合せ》豊岡税務署個人課  
税第一部門 ☎22-2144